

【パネリスト発表①】 刑務所から出るのが怖かった…～長崎定着の実践から見てきたもの～

長崎県地域生活定着支援センター所長 伊豆丸 剛史

1 はじめに

まず、我々の長崎県地域生活定着支援センターについてであるが、全国における最初のモデルとして、今からおおよそ5年前の平成21年1月に設置され、同年7月に厚生労働省の事業として事業化された経緯がある。また、この度の「刑務所から出るのが怖かった…」というタイトルであるが、私がコーディネートを担当した60代の高齢障害者が、私が刑務所に迎えに行き高速で他県の福祉施設まで連れていく途中にぼろっと漏らした言葉である。実は、出所日が近づくにつれて出るのが怖かったんだと言われた。「刑務所から出るのが怖かった…」という短いフレーズの中に、罪を犯さざるを得なかった社会的な問題の根幹が含まれているのではないかと思います、いつもこのタイトルを使っている。

2 『安全』とは、誰にとっての『安全なのか』…

今回は、社会安全フォーラムということであるが、「刑務所から出るのが怖かった」と言われた人たちと対峙する中で、安全とは一体誰にとっての安全だったのかということを自分自身も自問自答するような日々を送っている。

先ほど古川先生から御説明があったが、我々のセンターは、各都道府県に1カ所ずつあるが、主な業務は刑務所からの「出口支援」である（図1）。帰る場所がない障害者や高齢の受刑者の方々に対して、受刑中から帰る福祉施設を探したり、帰るアパートを探したり、福祉につながった後もフォローアップをしたりしていくという、刑務所から福祉への橋渡しをするセンターとして活動している。場合によっては、出所までに受け皿が見つからないこともあるので、更生保護施設に間に入ってもらい、そこから受入れの調整をしていくという、「出口支援」をメイン業務として行っている。

長崎のセンターの5年間の支援実施状況である（図2）。平成25年10月31日現在で266名の障害や高齢のある方々を福祉につなげてきた。その主な内訳は、特別調整というメイン業務である、帰る場所がない障害者・高齢者の受刑者の方々の受刑中からの調整が126名、一般調整という、帰る場所としてたまたまアパートは残っているが福祉の調整が必要な障害や高齢を有する受刑者の方の調整が31名となっている。長崎のセンターの特徴としては、「出口支援」がメイン業務であるが、被疑者・被告人段階である早い段階からセンターの関与をしていくケースが全体の4分の1を占めているのが、他のセンターにない特徴である。

この266名の年代別内訳は、65歳以上の方が33%おり、60代でいくと48%ということで、全体の半分近くを高齢者あるいは高齢障害者が占めている（図3）。

3 “実践”から見てきた司法・福祉へ突きつけられた課題

被疑者・被告人段階でかかわる中で、実際に次のようなケースに出会った（図4-1）。一昨年度、弁護士から相談を受けたAさんは60代の男性で、身体障害の手帳1級を持っている高齢障害者、聾唖者である。身体障害の手帳は20～30年前に持たれている。弁護士から、このまま刑務所に行っても意味がないのではないかとということで相談を受け、そのときいただいた情報としては、受刑歴が19回あり、主な罪名が住居侵入・窃盗であるということであった。

聾啞者と聞いていたので手話通訳士を同行して私が拘置所に面接に行ったのだが、そのときに全く手話は通じなかった。こちらのする手話を、ただにこにこしながら鏡のようにまねるだけという状況だった。筆談も試みたが全く通じなかった。後々わかったのだが、19回という長い服役生活の中で、唯一のコミュニケーション手段の手話能力も刑務所の中で使わないので著しく減退していたというケースだった。さらに公判の中で支援をしていくと、そもそも知的障害があることもわかってきて、知的障害の手帳も取ったというケースだった。

この方に出会い初めて面会をしたとき、全く手話を通じず、筆談も通じなかった。ただ唯一通じた手話は、私が「今から裁判がありますね」と言うと、刑務所というフレーズは出なかったが、彼なりに刑務所のほうを指さして「仕事をするところ。楽しい。あっちへ行って仕事がしたい」だった（図4—2）。この彼の唯一の手話を聞いて、私は刑事司法の専門ではないが、刑罰を科すというのは、反省を促して再犯を予防するのが法の目的の一つかと思う。この60代の高齢障害者に関しては、刑罰すなわち刑務所というのは、19回服役しても刑務所という認識ではなくて、仕事ができてうれしいという認識でしかなかった。

これは、まだ若いケースであるが（図5）、40代の知的障害の方で、このケースも弁護士から被疑者段階で相談を受けた。罪名が住居侵入・窃盗で、受刑歴は1回、前科前歴は3犯2回。現地調査をしながら公判中に調べていくと、実は16人兄弟というのがわかってきて、お母さんがこの方の障害基礎年金を管理というより搾取していた。その結果、本人には2カ月に1度3,000円程度の小遣いしか払っていないことで、本人はお菓子を買いたい、ジュースが飲みたいということで住居侵入・窃盗をしていた。

さらに公判中にいろいろ私たちが福祉的にアセスメントをしていくと、兄弟の大半に知的障害者がいるということがわかってきた。そもそもお母さんが問題だという情報があり、お母さんにお会いすると、お母さんも理解力が低い、障害の疑いがわかってきた。

これは負のスパイラルという悲劇を感じたケースであったが、まずあったのが放置だ。自戒の念も込めて言うが、行政機関や福祉関係者や地域住民は皆、お父さんはいらっしゃらなかったのですとお母さんと16人の兄弟の17人の一家の情報を全く知らなかったかというのと知っていた。知っているけれども、あの一家は何か問題があるということでそのまま放置していた。

放置すると結果的に、判断能力が稚拙な一家なので信じられるのは家族だけだと、社会とのつながりがさらに途絶えていってしまう。社会とのつながりが途絶えていくと、短絡的・刹那的・目先の快だけのために後のことを考えずに罪を犯してしまう。罪を犯してしまうと日本の社会は厳しい。私も現地に行ったが、この家庭に対して近隣住民から出ていけという反対運動が起きていた。そうなってくると放置が進む。孤立化、犯罪、排除という、負のスパイラルの中に入ってしまった（図6）。

このBさんは過去に微罪処分や不起訴、執行猶予、保護観察、最終的には実刑判決を受けていたが、福祉の支援には全く結びついていなかった。右側が司法、左側が福祉だとしたら、このケースは法と法の狭間に置き去りになっていた（図7）。

住民票があって親御さんがいてお金があつてという、手の届きやすい人だけに福祉の支援が届いていて、こういったソーシャルワーク的な、狭間に置き去りとなったケースを我々福祉や行政も含めて置き去りにしていたのではないかな。これから必要なのは手の届きやすい人だけではなく、手が届きにくい法と法の狭間をいかに紡いでいくかという実践が大切なのではないかと思っている。遠山の金さんはこれにて一件落着とカッコいいが、現実には本当に一件落着していったんだろうかということを、日々感じている。

長崎では、この狭間を紡ぐような実践を官民協働で幾つか行っている。その一つは、長崎刑務所において我々福祉との協働の取り組みである。これは一昨年度立ち上がったときの新聞記事である（図8）。高齢者は60代、70代、80代といっても、そこに認知症や障害というフィルターがかかってくると、精神年齢は3歳、4歳、5歳レベルだ。年齢ではなくて、精神年齢に合った福祉の授業をやっていく。出所して「はい、頑張れ」ではなく、受刑中から福祉につながる助走期間をつくっていかうということで、長崎刑務所と我々センターとその他の関係者4機関で、障害や高齢の受刑者に対して我々民間が入って授業を行うという取り組みを始めた。

今はそのメンバーがぐっと膨らみ、作業療法士が入ってコミュニケーションを教える。あるいは、ほとんどの方が歯がぼろぼろなので、言語聴覚士が行ってブラッシング指導をする。理学療法士が行って筋力アップをする。あるいは、民間のゲートボール協会が行って受刑者とゲートボールの試合をする。こういった授業を行っている（図9、図10）。

ゲートボールは、筋力アップが一つあるが、そもそも我々福祉のほうに情報が来るときに、こんなに懲罰がある、こんなに悪いことをした、これだけ刑務所に入ったという負の情報しか出てこない。確かに負の情報は必要だが、我々福祉が必要としているのは、本人の趣味があるか、褒められた経験があるか、そういったプラスの情報が欲しい。そこを調べていくとプラスの情報がない。本人たちも希望がない。そうであれば、出所しても続けられる趣味をつくろうということで、こういったことをやっている。

私は知らなかったのだが、杉良太郎さんが特別矯正監という役職を法務大臣から委嘱されている。長崎刑務所に視察に来られたときに長崎刑務所での福祉との連携のプログラムを見て、「取り組みの一つ一つが理にかなない感激した。この動きは全国に広めなくてはいけない」と言われ、長崎から佐世保刑務所、高松刑務所等に広がってきている。これも一つの狭間を紡ぐ実践である（図11）。

5 “狭間”を紡ぐ実践！ ②

二つ目の狭間を紡ぐ実践としては、先ほどは刑務所から出る狭間だったが、捜査・公判段階の狭間を紡ぐ実践ということで、司法と福祉の協働実践である。今年の9月に厚生労働省の研究事業の一環で、司法福祉支援センターを長崎が立ち上げた（図12）。私は定着支援センターと司法福祉センターの両方の所長を兼務している。

司法福祉支援センターの機能だが、定着支援センターのメイン業務は刑務所から出る人たちの支援だったが、長崎においては、長崎の体力で捜査・公判段階の支援も行っていた。ただ、出所者は出所まで6カ月、1～2年ぐらいの時間はあるが、捜査・公判段階で関与しようとする、勾留期限の23日間の壁があったり、情報の壁があったり、介入は難しかった。そういった意味で、定着支援センターが全部やっていくのではなく、入口、出口を分けて、刑務所から出口は定着支援センターが特化しよう、被疑者・被告人段階は、新たに司法福祉支援センターという実践を行いながら、課題を精査していこうということで行っている（図13）。

司法福祉支援センターにおいては、出所者・受刑者ではなくて、捜査・公判段階にある障害者や高齢者を支援する。現状では今年度だけで30名ぐらい支援しているが、基本的に被疑者の国選弁護人や在宅捜査中である場合は検事から直接相談依頼があって関与するという支援を行っている（図14）。

6 “狭間を紡ぐ実践！ ③

狭間を紡ぐ三つ目の実践として、いま長崎ではここに一番力を入れている。我々センターだけで、一つのスーパー施設や一人のスーパーマンだけで課題をクリアしていこうというのはナンセンスだと思っている。いか

に地域のシステムで支えていくかということが大切だと思っている。長崎においても官民協働による障害者の相談支援事業所、高齢であると包括支援センター、自立支援協議会、高齢であると地域ケア会議等との連携を行っている。

具体的には、障害者でいくと障害者自立支援法（現在は障害者総合支援法）により、自立支援協議会を市町村に設ける。複数の行政というだけではなく、様々なメンバーを構成員として設ける。その中には、地域の実情に応じた部会を官民でつくる。市町村で抱える障害者の課題を自立支援協議会で解決するという協議会がある（図 15、図 16）。

厳密にはなかなか機能していなかったのだが、長崎県大村市の自立支援協議会は進んでいる。この自立支援協議会は昨年度、罪を犯した障害者の支援を検討する部会をつくらうということで立ち上がった。我々センターもオブザーバーとして参加した。行政、福祉機関、医療機関、民生委員、一般住民と一緒に、大村市の罪を犯した障害者の問題を考えていく。

そのときの新聞記事の一部抜粋である（図 17、図 18）。定着支援センターが被疑者・被告人の支援をしているが、23 日間の勾留期限の中で被疑者の生活歴や生活環境あるいは帰る場所の情報を集めたり、福祉的な調整を行うことに非常に手間取っている。対象者が大村市の地域に戻ってくる際に、一つの施設だけではなく、住民がいかに支援できるかも大きな課題だ。初会合には民生委員、児童委員等も含めて 10 人が出席した。情報収集を円滑にするためには、我々センターと地域をつなぐ地域の中継点が必要なのではないか。その中継点を各市町村にある自立支援協議会が担っていこうではないか。地域のネットワーク化は犯罪防止につながるのではないかという意見が出ていた。

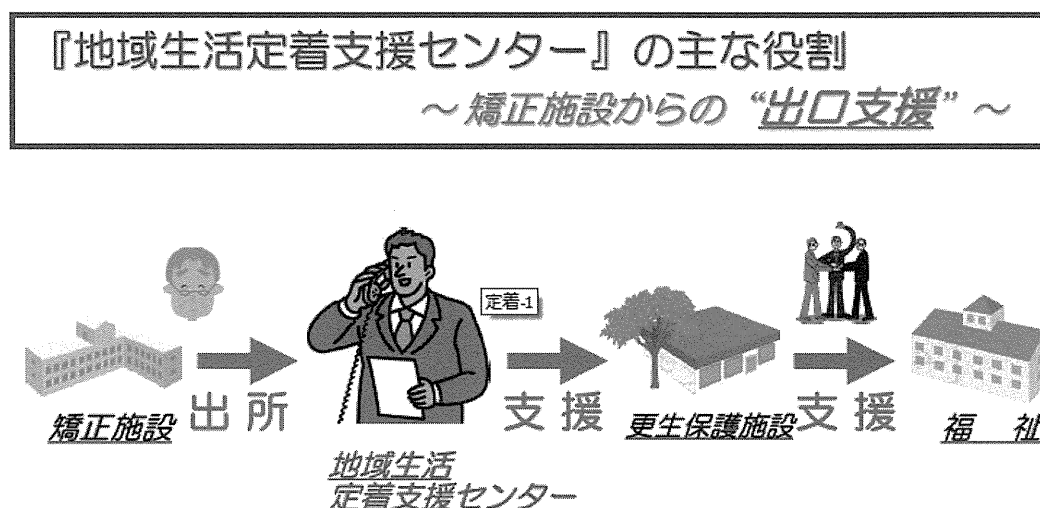
高齢者の領域においても地域ケア会議というシステムがある（図 19）。私たちが一番力を入れているのは、目の前にある A さん B さん、被疑者・被告人・受刑者を福祉につなぐだけではなく、いかに機能していない地域の資源を動かしていくかということ力を入れている。

最後に、刑務所退所時の一コマということで、刑務所を出所するのが怖かったと言われた方が続けた言葉をご紹介します（図 20）。「どこも行くあてがなかったから…。助けてもらえなかったら、また同じことを繰り返していたと思う。生きていくためには仕方なかった。刑務所には冷暖房もなくつらい。刑務所の中では暴力団は暴力団だ。弱者はいじめられる、つらい。でも、社会で生きていくよりもずっと安心だった」。この“安心”が、我々が考えている安心とは違うということを考えていかなければいけないと思っている。

狭間を紡ぐ領域は、福祉だけとか、我々センターだけとか、一人のかっこいいスーパーマンだけでは到底難しい。私は、司法と福祉の Innovation（新結合・新機軸）が必要であると思っている（図 21）。昨年度から司法と福祉、検察や弁護士や裁判所等、あるいは警察関係の方との連携を行っているが、多くの課題はある。しかし、その実践から未来の価値も見出されたように思っている。

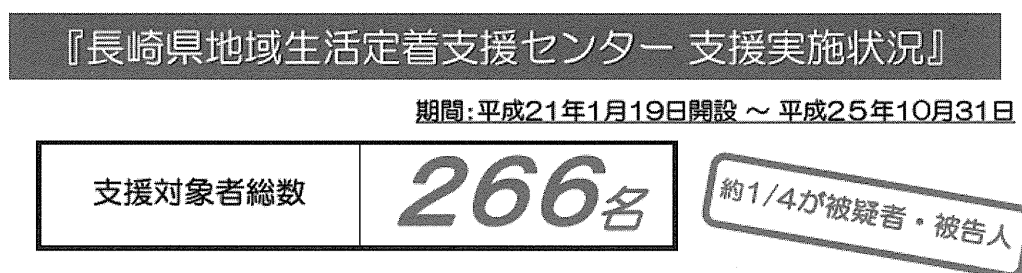
未来の価値の具現化のためには、やはり Innovation が必要であると思う。私たちからすると弁護士は異質な存在だ。弁護士からすると福祉は異質な存在だ。警察関係の方も私たちからすると異質かもしれない。警察関係者の方からすると福祉は異質かもしれない。縦割りで、自分の領域だけ、福祉だけで完結するのではなくて、異質な存在と課題があることをわかった上でまずは交わる。そしてその課題と一緒に深めていく。制度が整うまで待つのではなくて、課題がある中でも異質な存在と交わっていくことが、Innovation につながっていくのではないか。そうすることで、法と法の狭間が紡いでいかれるのではないかと思っている。

図 1



矯正施設を出所する帰る場所がない「障害者」や「高齢者」の方が、出所後も生活に困らないでいように、また犯罪を犯さず安心して生活できるように、受刑中から支援（コーディネート/フォローアップ）を実施。

図 2



1. 支援対象者の内訳

依頼形態		男 性	女 性	総 数
① 特別調整	（帰る場所がない矯正施設入所中の障がい者等）	122	4	126
② 一般調整	（帰る場所はあるが福祉支援を要する矯正施設入所中の障がい者等）	18	13	31
③ 相談支援業務	(1. 矯正施設出所者)	23	4	27
	(2. 被疑者・被告人)	61	10	71
	(3. その他：執行猶予者等)	9	2	11
合 計		233	33	266

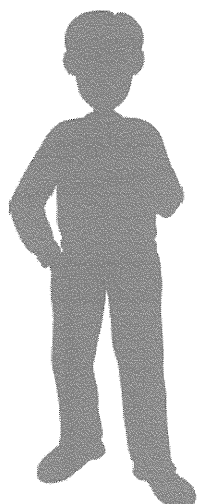
図 3

『長崎県地域生活定着支援センター 支援実施状況』		
2. 年代別内訳		
年 代	全 体	
20歳未満	9	3.4%
20代（20～29才）	27	10.2%
30代（30～39才）	31	11.7%
40代（40～49才）	28	10.5%
50代（50～59才）	42	15.8%
60代（60～64才）	40	15.0%
60代（65～69才）	40	15.0%
70代（70～79才）	44	16.5%
80代（80～90才）	5	1.9%
合 計	266	

➡ 48.4%
➡ 33.4%

図 4 - 1

被告人A氏への支援を通じて
司法・福祉へ突きつけられた“課題”

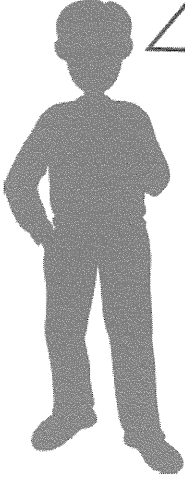


A氏：60代 男性
障がい者手帳：身障1級（ろうあ者）

- 受 刑 歴：19回
- 主な罪名：住居侵入・窃盗
- 手話：おうむ返し
(長い受刑生活で手話能力が著しく低下)
- 知的障がいが判明
→ 療育手帳A3取得

図4-2

突きつけられた“課題”～A氏の言葉より～



「（刑務所は）仕事をする所。楽しい。」
「あっち（刑務所）へ行って、仕事がしたい！」

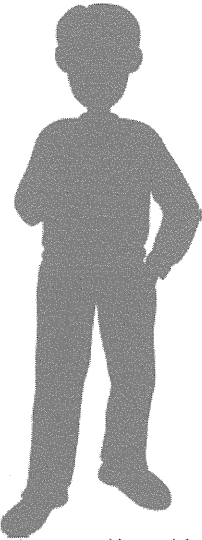


『刑罰を科す』

⇒反省を促し、再犯を予防
⇒A氏：刑罰（刑務所）＝「仕事が出来て嬉しい」

図5

被疑者B氏への支援を通じて
司法・福祉へ突きつけられた“課題”



- 主な罪名：住居侵入・窃盗
- 受刑歴：1回
(前科前歴：3犯2回)
- 16人兄弟
 - 母親が障害基礎年金を管理(搾取)
 - 本人の小遣い：3,000円/2ヶ月
 - 兄弟の大半が知的障がい(疑い)
 - 母親にも知的障がいの疑い

B氏：40代 男性
障がい者手帳：療育手帳「B1」

図 6

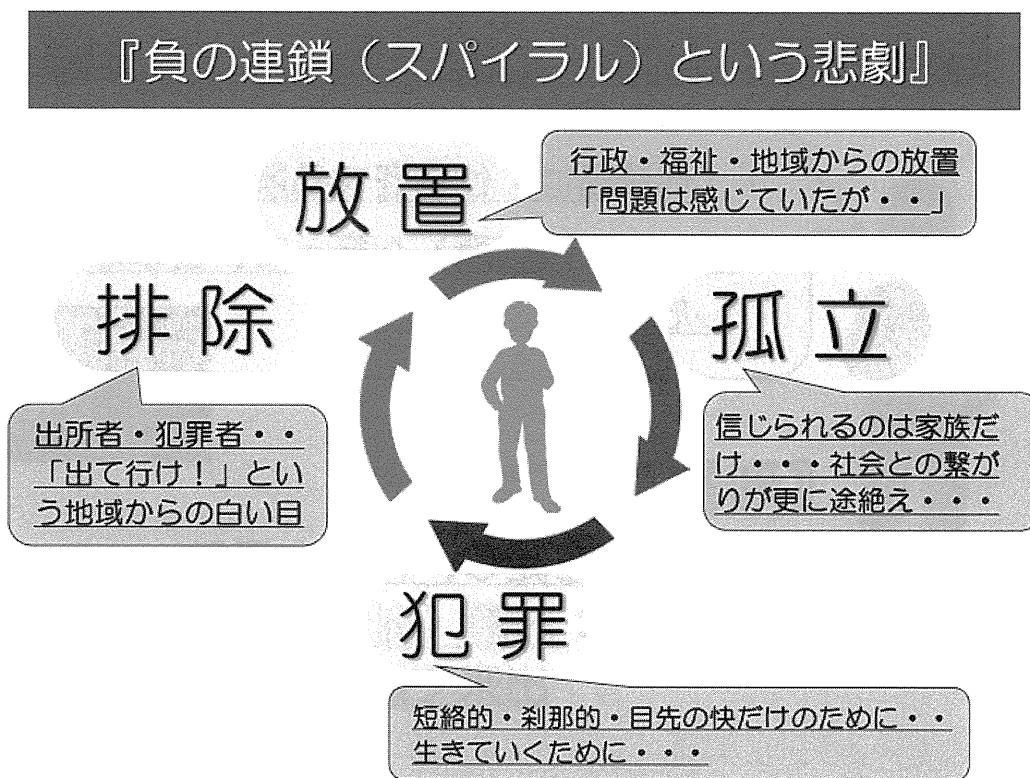


図 7



図 8

『長崎刑務所における高齢受刑者等に対する社会復帰支援指導』の取り組み



図 9

社会復帰支援指導のプログラム

社会復帰に資する知識等の付与	社会復帰に資する能力等の開発
① <u>社会福祉士</u> ⇒社会福祉制度の説明	① <u>作業療法士</u> ⇒コミュニケーション・トレーニング、 脳トレーニング
② <u>保護司</u> ⇒高齢社会における生活方法等の講話	② <u>言語聴覚士</u> ⇒口腔ケア
③ <u>長崎県地域生活定着 支援センター職員</u> ⇒特別調整の説明等	③ <u>理学療法士</u> ⇒筋力アップ体操
④ <u>更生保護施設 「雲仙・虹」職員</u> ⇒「雲仙・虹」における生活等の説明	④ <u>諫早市ゲートボール 協会副会長</u> ⇒ゲートボール等
⑤ <u>第14工場担当者</u> ⇒作業指導（園芸・草取り）の実施等	⑤ <u>篤志面接委員</u> ⇒音楽療法（カラオケ等）
⑥ <u>刑事施設外処遇</u> (刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第87条)	⑥ <u>窃盗防止教育</u>

[illegible]

西日本新聞

発行所
 西日本新聞社
 福岡市中央区天神1丁目
 4番1号（毎日ビル内）
 電話 222-1111
 西日本新聞社 2012年

3月25日
 （日曜日）

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

杉良太郎氏が長崎刑務所に 受刑者に講話や歌披露

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

杉良太郎さん 刑務所訪問

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

「陳早」

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

代表取締役「代表取締役」を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる代表取締役

長崎県庁の長崎県庁長官を
 訪ね、受刑者に話を聞か
 せる長崎県庁長官

図 12



図 13

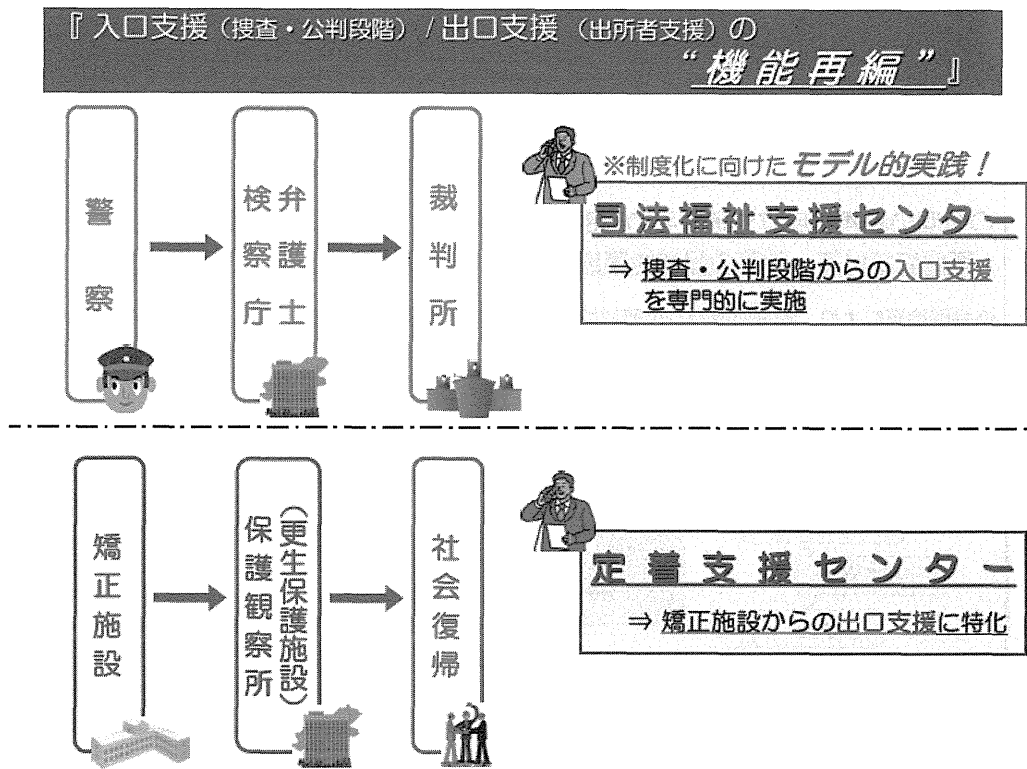


図 14

『長崎司法福祉支援センター』

- 対 象：弁護士/検察官、更生保護・福祉・医療機関等から依頼のあった
「捜査・公判段階（起訴前・起訴後）」及び既に「微罪処分・不起訴処分・罰金刑・執行猶予」等となった障がい者・高齢者

■業務内容

- ①「捜査・公判段階（起訴前・起訴後）」からの福祉的支援
 1. 障がい者手帳取得、各種福祉サービス等の利用調整
 2. 福祉事業所等への受け入れ調整/居宅生活への環境調整
 3. 更生支援計画書の作成/情状証人等の福祉的支援
- ②「微罪処分・不起訴処分・罰金刑・執行猶予」等となった対象者への福祉的支援
⇒上記①同様
- ③「調査支援委員会」事務局
 1. 対象者（被疑者・被告人）に係る情報収集等
 2. 調査支援資料（フェイスシート等）/調査支援結果報告書の作成
- ④ フォローアップ業務



図 15

（参考資料）

『自立支援協議会』の法定化

○自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、自立支援協議会の法律上の位置付けが不明確。

○今回の障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため『法定化』。

※今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

【自立支援協議会を構成する関係者】



図 16

(参考資料) 『自立支援協議会』に期待するもの

【市町村の自立支援協議会の役割】

1. 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
2. 今回の障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、
 - ・指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や地域移行支援 / 地域定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障がい福祉サービス事業所等による地域のネットワークの強化や、障がい福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
3. また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要
4. このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。
併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。

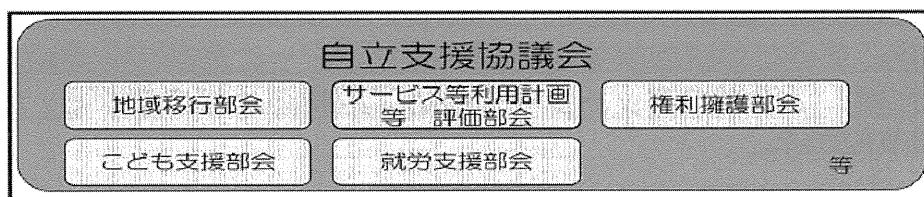


図 17

(参考資料) 『大村市自立支援協議会（長崎県）』

平成24年10月28日
長崎県大村市「自立支援協議会」は、『触法障害者の支援策を検討する部会』を設置。

大村・県内初 住民連携へ本格着手
支援検討部会を設置

累犯

長崎定着も参加！
(オブザーバー)

長崎新聞
24年10月29日 朝刊

図 18

(参考資料) 「新聞掲載記事」 一部抜粋

官民で障害者支援などを進める大村市自立支援協議会は28日、罪を犯した知的障害者など「触法障害者」の支援策を検討する部会を設置した。

触法障害者が地域で円滑に生活出来るよう住民や関係機関が連携。

受け皿を整備し、見守っていくための取り組みとなる。

こうした部会の設置は県内初。



本年度は「障がい者審査委員会」が発足。長崎県地域生活定着支援センターが事務局を務めるが、独自に生活歴や生活環境などの情報を集めるのに手間取る一方、対象者が地域で生活を始める際、住民がいかに支援できるかも大きな課題の一つとなっている。

初会合には、民生委員児童委員や市の担当者ら10人が出席。「情報収集を円滑にするため県地域生活定着支援センターと地域の中継点が必要」「地域のネットワーク強化は犯罪防止につながる」などの意見が出た。

図 19

(参考資料) 『地域ケア会議』

「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ

- 地域包括支援センター(又は市町村)は、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催する。
- 市町村は、地域包括支援センター等で把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決していくために、代表者レベルの地域ケア会議を開催する。ここでは、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を行う。
- 市町村は、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へとつなげる。

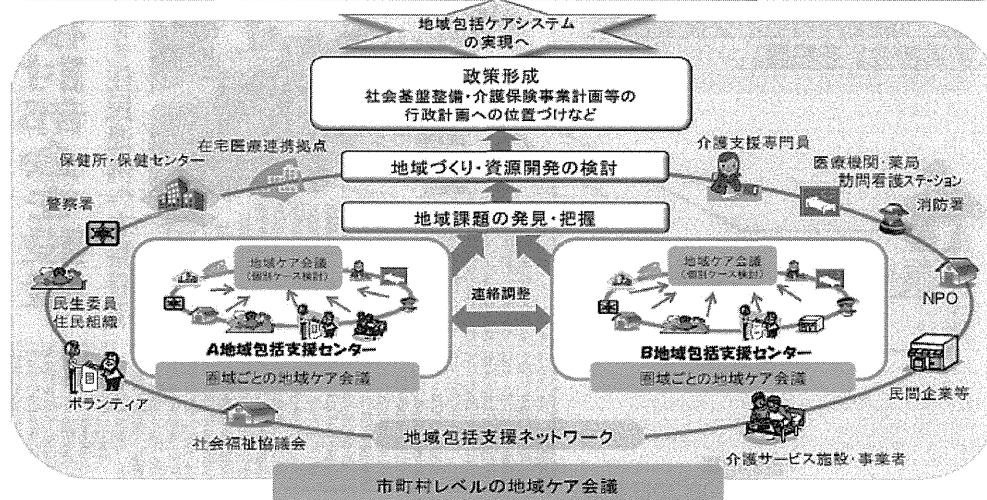


図 20

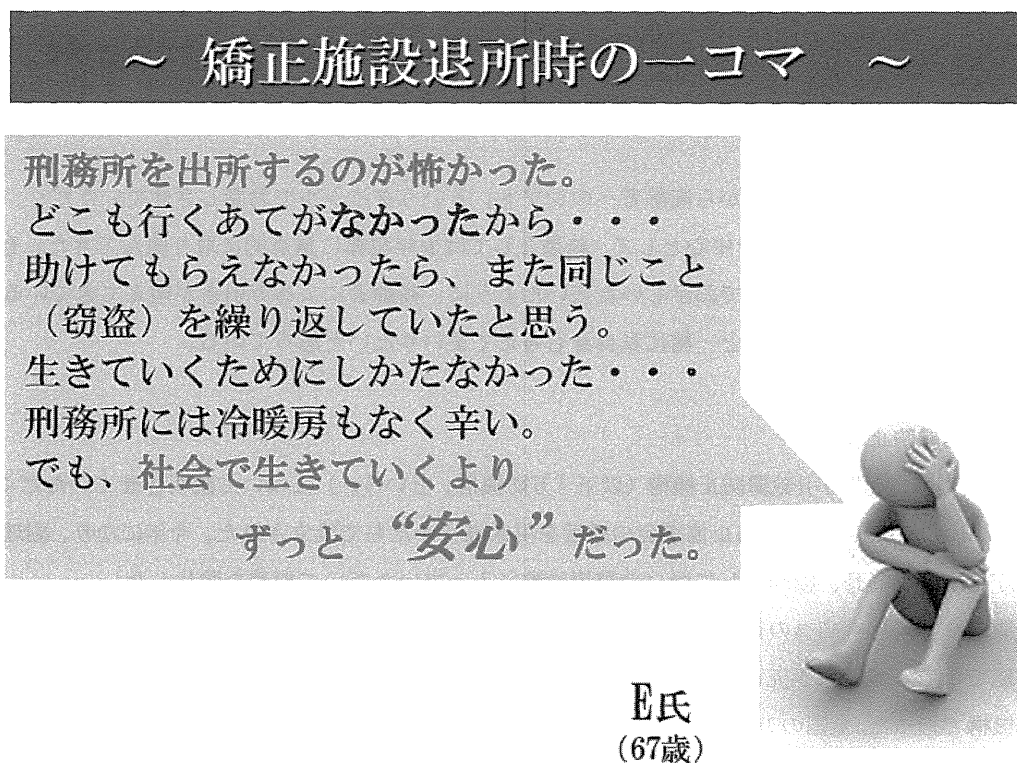


図 21

